５食生第535号

令和６年(2024年)３月22日

関係団体の長　様

長野県健康福祉部長

「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に

関する指針（ガイドライン）」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び

品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」について（通知）

このことについて、令和６年３月11日付け健生食基発0311第１号により、厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長から、別添のとおり通知がありましたので、貴団体の関係者への周知について、御配意をお願いします。

　なお、今回の改正に伴い、平成17年通知は令和６年３月11日付け健生発0311第５号により廃止されます。

健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係

（（担当）松本、河原

電　　話　026-235-7155(直通)

Ｆ Ａ Ｘ　026-232-7288

防災電話　8-231-2657

電子ﾒｰﾙ　shokusei@pref.nagano.lg.jp